明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電気通信事業法施行規則及び事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令（総務七一）　一
○電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（同七二）　四

〔告　示〕
○昭和六十年郵政省告示第二百二十八号（事業用電気通信設備規則の細目を定める件）の一部を改正する件（総務三二五）　二
○平成二十七年総務省告示第六十七号（管理規程の細目を定める件）の一部を改正する件（同三二六）　三
○昭和六十二年郵政省告示第七十三号（情報通信ネットワーク安全・信頼性基準）の一部を改正する件（同三二七）　三
○電気通信事業法施行規則第二十九条第一項第三号の規定に基づき、事業用電気通信設備のうち、その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が大きいものを告示する件（同三二八）　六
○運輸審議会件名表に登載された件（国土交通九七四）　九
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定した件（防衛一八一）　二〇
○防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則第六条の規定により、対象施設の管理者として指定した件（同一八二）　二九

〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続終了決定関係　三〇
裁判所
破産、免責、再生関係　三〇
特殊法人等
日本弁護士連合会公示送達、地方公務員共済組合連合会役員の退任及び就任関係　四八
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　五〇
会社その他
会社決算公告

省令

○総務省令第七十一号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則及び事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月二十六日

総務大臣　鈴木　淳司